

○狭山市立地域スポーツ施設条例

平成４年１２月２２日

条例第２４号

(設置)

第１条 市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、狭山市立地域スポーツ施設（以下「地域スポーツ施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第２条 地域スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
狭山市立狭山台体育館	狭山市狭山台１丁目２９番地２
狭山市立狭山台プール	狭山市狭山台１丁目２７番地１

(管理)

第３条 地域スポーツ施設は、狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第４条 地域スポーツ施設は、次に掲げる業務を行う。

(１) 地域スポーツ施設の施設並びに附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

(２) その他地域スポーツ施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第５条 削除

(〔平成１９年条例２１号〕)

(プールの開設期間)

第６条 狭山市立狭山台プール（以下「プール」という。）の開設期間は、６月１５日から９月３０日までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(休業日)

第７条 狭山市立狭山台体育館（以下「体育館」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(１) 毎月の第２月曜日及び第４月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭

和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その翌日以後最初に到来する休日に当たらない日)

(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(一部改正〔平成 16 年条例 24 号・19 年 14 号〕)

(利用時間)

第 8 条 地域スポーツ施設の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時 (プールにあっては、午後 6 時) までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(一部改正〔平成 16 年条例 24 号・19 年 14 号〕)

(利用の許可)

第 9 条 地域スポーツ施設の施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 地域スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他地域スポーツ施設の設置の目的に反すると認められるとき。

3 教育委員会は、第 1 項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 前条第 1 項の許可を受けた者 (以下「利用権利者」という。) は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第 11 条 教育委員会は、地域スポーツ施設の利用者の遵守事項を定め、及び地域スポーツ施設の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第 12 条 教育委員会は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又は地域スポーツ施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第 9 条第 3 項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示

に違反したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復ししなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 地域スポーツ施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して地域スポーツ施設の施設若しくは設備を損傷し、又は地域スポーツ施設の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第15条 教育委員会は、地域スポーツ施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(使用料)

第16条 利用権利者は、別表第1及び別表第2に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第17条 前条の規定にかかわらず、指定管理者（第20条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に地域スポーツ施設の管理を行わせる場合においては、利用権利者は、地域スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成19年条例14号〕)

(使用料の減免)

第18条 市長は、第9条第1項の許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、

使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため地域スポーツ施設の施設等を利用するとき。

(2) 前号のほか、特別な理由があるとき。

(一部改正〔平成19年条例14号〕)

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 地域スポーツ施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、地域スポーツ施設の施設等を利用することができないとき。

(3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(一部改正〔平成19年条例14号〕)

(指定管理者による管理)

第20条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に地域スポーツ施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) 地域スポーツ施設の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、地域スポーツ施設の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条ただし書、第7条ただし書、第8条ただし書、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条、第18条並びに第19条の規定の適用については、これらの規定（見出しを含み、第18条を除く。）中「教育委員会」とあり、及び第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条ただし書及び第8条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、」と、第7条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ教育委員会

の承認を得て」と、第18条（見出しを含む。）及び第19条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（追加〔平成19年条例14号〕）

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、地域スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（一部改正〔平成19年条例14号〕）

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月27日条例第24号）

- 1 この条例は、平成17年2月21日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成17年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月27日条例第14号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市立地域スポーツ施設条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市立地域スポーツ施設の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市立地域スポーツ施設条例の規定により教育委員会若しくは市長がした処分その他の行為（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（この条例の施行の日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）については、改正後の条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月19日条例第21号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第16条、第17条関係）

（一部改正〔平成16年条例24号・19年14号〕）

- 1 団体で利用する場合の体育館施設使用料額表

（単位 円）

施設の名称		利用者の構成	利用単位	使用料額
アリーナ	2 分の 1 面	一般	午前 9 時、午前 1 1 時、午後 1 時、午後 3 時、 午後 6 時又は午 後 8 時を利用開 始時間とする 2 時間	7 5 0
	全面			1 , 5 0 0
	2 分の 1 面	高校生以下		3 5 0
	全面			7 5 0
小体育室		一般		5 5 0
		高校生以下		2 5 0
会議室				3 5 0

備考

- 1 利用者の構成が一般と高校生以下である場合に、利用者のうち一般が3分の1を超えるときは、利用者の構成を一般とみなす。
- 2 施設の管理上支障がないと認める場合に限り、午後3時から午後5時までの利用単位若しくは午後6時から午後8時までの利用単位で施設を利用する団体又はこれらの利用単位を通じて施設を利用する団体は、午後5時から午後6時までの時間についても施設を利用することができる。この場合において、当該時間に係る使用料額は、1利用単位当たりの使用料額の100分の50に相当する額（10円未満は、切り捨てる。）とする。

2 個人で利用する場合の体育館施設使用料額表

（単位 円）

施設の名称	利用者	利用単位	使用料額
アリーナ、小体育室	一般	2時間	200
	高校生以下		100

備考 延長して施設を利用する場合の利用単位は、1時間とし、延長時間に応じ、1時間につき1利用単位当たりの使用料額の100分の50に相当する額を加算する。

別表第2（第16条、第17条関係）

（一部改正〔平成19年条例14号〕）

1 個人で利用する場合のプール使用料額表

(単位 円)

区分	1 回	回数券
一般	3 0 0	1 1 回分 3 , 0 0 0
中学生、高校生	2 0 0	1 1 回分 2 , 0 0 0
小学生以下	1 0 0	1 1 回分 1 , 0 0 0

2 団体で利用する場合のプール使用料額表

区分	回数	使用料額
3 0 人以上 5 0 人未満	1 回	個人利用の場合の 1 割引の額
5 0 人以上 1 0 0 人未満	1 回	個人利用の場合の 2 割引の額
1 0 0 人以上	1 回	個人利用の場合の 3 割引の額